

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則

(国民健康保険課)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 八 年 三 月 二 十 六 日

規 則

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第十三号

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県国民健康保険法施行細則(平成三十年岐阜県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三分の一」を「全額」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条第一項の規定は、令和八年度以後の年度分の普通交付金について適用し、令和七年度分までの普通交付金については、なお従前の例による。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

令和八年三月二十六日

令和八年三月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社